

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 9 月 28 日

株式会社ゼロジャパン

代表取締役社長 浅村 裕二

問合せ先：取締役管理本部長 井本 幸一

04-2997-2000

URL : <https://zerojapan.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者並びに地域コミュニティ等の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

また、取締役会及び監査役会により監督機能を強化し、情報開示の強化、意思決定プロセスの透明性向上、役職員全員のコンプライアンスに関する意識向上を進め、取締役及び役職員全員にコーポレート・ガバナンスの重要性を浸透させております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浅村 裕二	799,600	99.95
三巧商事株式会社	200	0.03
株式会社グロースウェル	100	0.01
ツキワッカ株式会社	100	0.01
計	800,000	100.00

支配株主名	浅村 裕二
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を行う場合には、少数株主保護の観点から、一般の取引条件と同様の適切な条件によることを基本方針としております。 当該取引の実施に際しては、その必要性及び合理性並びに取引条件の妥当性について十分に検討し、重要な取引については取締役会において審議及び決議を行います。また、利害関係を有する取締役は当該決議に参加しないこととしております。 さらに、社外取締役及び社外監査役による監督・監査を通じて取引の公正性及び透明性の確保を図り、少数株主の利益を害することのないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
滝沢 淳	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
滝沢 淳	—	—	税理士としての専門的知識及び税務・会計に関する豊富な実務経験を有しており、取締役会における経営判断に対する助言及び監督、財務・税務面からのリスク管理並びにコーポレート・ガバナンスの強化に寄与頂けるものと判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名以内
監査役的人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、会計監査人との間で定期的に情報交換を行い、内部統制上の課題、監査上の重要事項及びリスク情報等を共有しております。また、必要に応じて監査結果等を相互に活用し、効率的な監査の実施に努めております。
監査役は、会計監査人から監査計画、監査実施状況及び監査結果について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施しております。また、会計監査人の独立性及び監査品質について確認を行うとともに、財務報告に係る重要な事項について相互に情報共有を行っております。
当社は、監査役、内部監査担当者及び会計監査人による三様監査の実効性向上を目的として、原則四半期に1回、三者合同ミーティングを開催しております。
当該ミーティングにおいては、各監査主体が実施した監査結果、監査上認識したリスク事項、内部統制上の課題、法令遵守状況及び財務報告に係る重要な事項等について情報共有及び意見交換を行っております。
また、監査計画の進捗状況や重点監査項目について相互に確認を行うことで、監査範囲の重複を防止するとともに、監査資源の有効活用及び監査品質の向上を図っております。
さらに、重要な指摘事項や改善事項が認識された場合には、その対応状況及び改善状況について継続的にフォローアップを行い、内部統制システム及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部 大亮	他の会社の出身者													
岸川 康太郎	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 大亮	—	—	公認会計士および税理士としての長年にわたる実務経験と専門的知見を有しており、これらを活かした経営監視機能の発揮が期待できることから、監査役として選任しております。
岸川 康太郎	—	—	法務及びコンプライアンス分野の専門的知見を有しており、当社の監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬限度額については、2024年9月27日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、その配分方法は取締役会一任とする旨決議されております。
--

また、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役員報酬に関する内規に基づき、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役がその役割・責務を適切に遂行できるよう、必要な情報提供及び支援体制を整備しております。

社外取締役に対しては、取締役会事務局である総務人事部が窓口となり、取締役会資料の事前配布及び議案内容の事前説明を行うほか、必要に応じて関連部門から補足説明を実施しております。また、経営状況、事業環境及び重要な経営課題等について適時に情報共有を行い、実効性のある監督機能の発揮を支援しております。

社外監査役に対しては、常勤監査役が監査役会事務局としてその活動を補佐しており、監査に必要な情報の収集・提供、取締役会その他重要会議に関する情報共有を行っております。また、常勤監査役は内部監査担当者及び会計監査人との連携状況を適宜報告し、社外監査役が監査機能を十分に発揮できる体制を整備しております。

なお、社外取締役及び社外監査役から追加の情報提供や説明の要請があった場合には、関係部門が適切に対応する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

取締役会の構成員は、代表取締役社長浅村裕二が議長となり、大内功（取締役）、井本幸一（取締役）、及び滝沢淳（社外取締役）の4名で構成されております。

取締役会は経営戦略や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っており、その実効性の確保に努めております。法令または定款に定めるもののほか、取締役会規程に基づき開催しております。

定時取締役会は原則として月に1度開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、取締役会には監査役3名も出席し取締役の業務執行の監督を行っております。

社外取締役を選任していることにより、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場からの幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制を確保しております。

2) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会は原則として毎月1回開催されるほか、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて取締役から報告を受け、重要書類の閲覧等を通じて業務及び財産の状況を調査しております。また、内部監査担当及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上に努めております。

3) 内部監査

当社の内部監査につきましては、社長直轄として被監査部門からの独立性を確保した体制のもとで、現在、当社社員4名で運営しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づき、毎期監査計画を策定し、その監査計画に従って、業務監査及び会計監査を実施するとともに、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。また、必要に応じて監査役・会計監査人との連携を図り、効率的な監査の実施に努めております。

4) 会計監査

当社は東光有限責任監査法人と監査契約（継続監査期間3年）を締結しており、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、独立した立場から会計監査を受けております。2026年6月期の監査を担当した公認会計士は中川治氏、杉本拓司氏の2名であり、また、補助者として公認会計士4名が監査業務に従事いたしました。

なお当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

監査法人の選定方針としては、品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬、さらに当社の事業領域への理解度が十分であること等を総合的に勘案のうえ適否を判断し、東光有限責任監査法人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定の迅速性を確保しつつ、取締役会による監督機能及び監査役による監査機能を通じて、経営の適法性及び妥当性を確保することが重要であると考え、監査役会設置会社の形態を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、内部監査担当を設置するとともに、任意の機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していません	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社では、Web サイト内に IR 情報ページを設けており、TDnet において開示された情報のほか、決算情報、発行者情報等を掲示しております。また株主・投資家の皆様への情報提供の充実を図るため、決算説明会資料等についても、今後掲載を予定しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署は管理本部であります。担当役員及び管理本部が連携し、株主・投資家の皆様に対する適時・適切かつ公平な情報開示に努めております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR 活動等の実施	取引や業績等に応じて、ワクチンやテレホンカードの寄付を行っております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号及び会社法施行規則第 100 条に規定する、業務の適正を確保するために必要な体制の整備として、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保する体制
 - ・ リスク・コンプライアンス管理規程を整備し、役職員の法令遵守を徹底する。
 - ・ 内部通報規程を設け、不正・不祥事の早期発見と是正を図る。
 - ・ 定期的な研修を実施し、役職員のコンプライアンス意識を醸成する。
2. 取締役の職務執行を監督する体制
 - ・ 取締役会は業務執行取締役からの定期的な報告を受け、必要に応じて指導・監督を行う。
 - ・ 社外取締役を選任し、経営判断の透明性・客観性を高める。
3. 取締役の職務執行に関する情報の保存
 - ・ 管理体制・取締役会議事録、稟議書等の重要文書・電子データを法令・社内規程に基づき適切に保存・管理する。
4. 損失の危険の管理に関する体制
 - ・ リスク・コンプライアンス管理規程を整備し、重要なリスクの把握・分析・評価を行い、必要な対応策を講じる。
 - ・ 重大なリスクが発生した場合、速やかに取締役会に報告し、対応を決定する。
5. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制
 - ・ 業務分掌規程及び職務権限規程を整備し、責任と権限を明確化する。
 - ・ 中期経営計画及び年度予算に基づく業績管理を行い、進捗を定期的にモニタリングする。
6. 企業集団における業務の適正を確保する体制
 - ・ 関係会社管理規程を定め、子会社並びに関連会社の重要な経営判断については職務権限規程に定める承認を必要とする。
 - ・ 子会社並びに関連会社から定期的な業務報告を受け、必要に応じて当社役職員を派遣し、業務の適正を確保する。
 - ・ 将来の M&A による子会社増加に備え、管理体制を段階的に整備する。
7. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、必要な情報を迅速かつ適切に提供する。
 - ・ 監査役会は監査法人及び内部監査部門と連携し、監査の実効性を確保する。
 - ・ 監査役の独立性を確保するため、必要な費用・人員を提供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力等排除規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、公益財団法人埼玉県暴力追放、薬物乱用防止センター等の外部専門機関との連携体制を構築しております。

a 新規取引先に対するチェックの方法

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力データベースの利用及び必要に応じた調査会社等の情報を活用し、反社会的勢力との関係の有無を確認しております。また、契約書には反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

b 既存取引先に対するチェックの方法

既存取引先については、継続的な取引関係の中で定期的な属性確認を実施するとともに、必要に応じて再調査を行い、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

c 株主に対するチェック体制

株主については、株主名簿の確認に加え、大株主及び主要株主となる者について反社会的勢力との関係の有無を調査しております。また、株主構成に重要な変動があった場合には必要に応じて追加確認を実施しております。

d 役員に対するチェックの方法

取締役及び監査役の選任時には、候補者本人からの申告を受けるとともに、外部データベース等を活用した調査を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

e 従業員に対するチェックの方法

従業員の採用時には、本人確認資料の取得及び必要に応じた反社会的勢力チェックを実施しております。また、就業規則等において反社会的勢力との関係を禁止しております。

V. その他

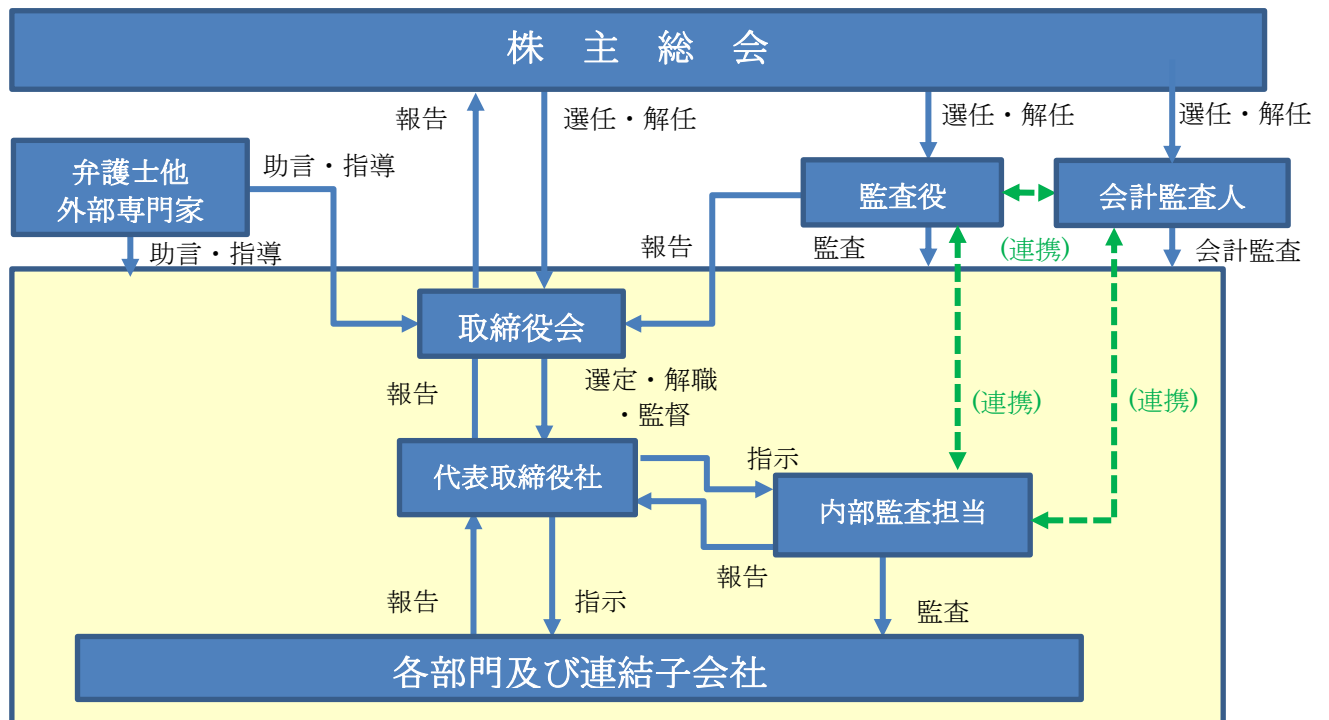
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

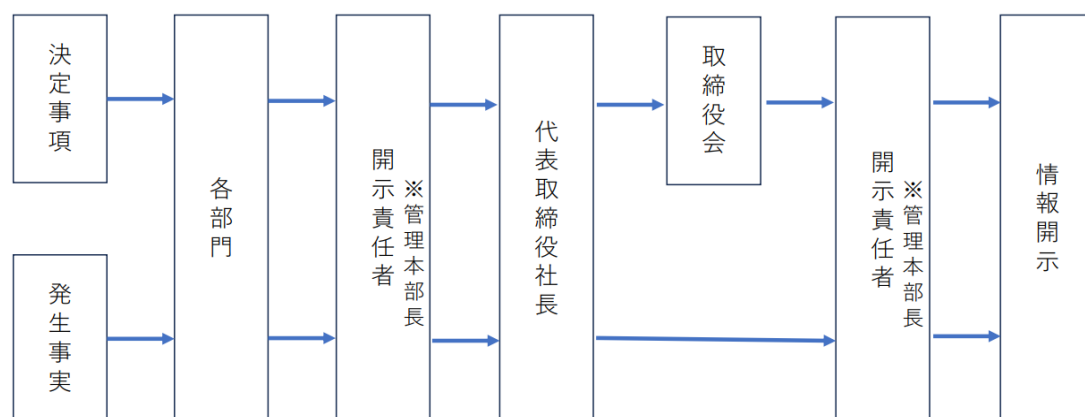
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上